

赤色：課題や目標の変化、個別計画の整備方針を受けた見直し 緑色：昨年度収集した各課意見照会を受けた見直し

行	素案	考え方	備考
1	<b>6 景観形成の整備方針</b>		
2	<b>6-1 基本方針</b>		
3	<b>個性ある景観資源の保全と活用</b>		
4	夫村本市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然や、既成市街地周辺に広がる農地や里山は、美しい景観を形成する骨格として、その保全を図ります。また、夫村本市の歴史・文化を伝え、個性を形づくる資源として、城下町や宿場町など歴史遺産を生活かした景観づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標Ⅲ(1)を踏まえ、市街地周辺に広がる田園空間に関する記載を追加する</li> <li>・「生かす」は「活かす」に表現を統一する</li> </ul>	
7			
8	<b>優れた景観と調和する街なみの創出</b>		
9	夫村本市の個性を発揮し魅力的な都市空間を創出するため、自然景観や、田園景観及び、歴史景観と調和した街なみの創出を図ります。また、住む人も訪れる人も魅力あるまちとしての認識が深まるような都市景観の創出を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>	
10	景観の保全・創出にあたっては、「大村市景観計画(仮称)(以下「景観計画」という。）」に基づき進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大村市景観計画は策定済みのため、仮称は削除する</li> <li>・以降の文中では、「大村市景観計画」で表現を統一する</li> </ul>	
11			
12			
13	<b>6-2 整備方針</b>		
14	<b>(1) 自然景観</b>		
15	<b>美しく豊かな自然景観の保全</b>		
16	○市街地の後背地に広がる山地については、保安林、風致地区など、法令の適正な運用によって緑豊かな自然景観の保全を図ります。		
17			
18	○市街地周辺や丘陵地の農地や里山については、無秩序な市街化の抑制とともに営農環境の維持やに配慮しながら、農地と調和した集落地景観の形成、地域を特徴づける石垣・生垣・樹林等の保全により、良好な田園景観の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標Ⅲ(1)を踏まえ、農地内の集落地景観等に関する記載を追加する</li> <li>※大村市景観計画(P39/田園景観)と整合する内容を記載</li> </ul>	
19			
20			
21	○大村湾に面した海辺については、海岸線の見晴らしや眺望を保つため、景観に配慮した土地利用を進めます。		
22	○郡川、鈴田川などの主要河川については、海～まち～里山～山のそれぞれの景観を結ぶ軸として、周辺環境と調和した河川景観の創出を図ります。		
23			
24			
25	<b>(2) 歴史景観</b>		
26	<b>伝統・文化を彩る歴史景観の保全</b>		
27	○歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、一体的な街なみ景観の保全を推進します。その保全にあたっては、市が策定する景観計画および「長崎県美しい景観形成計画(平成 23 年)」に基づき、歴史的街なみを生かした居住環境の形成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観基本計画 P57、上小路周辺地区街なみ環境整備事業計画書 P23 と整合する内容に見直す</li> </ul>	
28			
29			
30	○歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、風格と伝統の城下町地域として、歴史的まちなみを形成する要素は積極的に保全し、周囲の建築物等もそれに見習う形で形態や色彩に配慮した歴史的まちなみを活かした居住環境の形成を進めます。また、城下町の骨格を成す小路や散策路、旧長崎街道、公園等においては、市内外からの来訪者や住民が歴史的雰囲気を感しながら散策や交流ができるよう、景観整備を進めます。		
31			
32			
33			
34			
35			
36			

行	素案	考え方	備考
1	○大村公園については、桜、花菖蒲、城跡等の自然、歴史・文化資源が融合する大村本市のシンボリックな文化的景観		
2	として、その保全と活用を図ります。		
3	○その他市内に分布する歴史・文化資源を適切に保全、維持すると共に、地域の景観シンボルとして活用し、地域の魅	・大村市景観計画 P18 と整合する内容に見直す	
4	力を高める景観づくりを進めます。		
5			
6	<b>(3)都市景観</b>		
7	<b>①魅力的な市街地景観の形成</b>		
8	○住みやすい都市としてその魅力を高めるため、地区計画や建築協定などを活用し、地区特性に応じた景観の創出を		
9	図ります。また、「大村市空家等対策計画」に基づく空家等の適正管理や利活用の促進等により、景観の維持を図りま	・大村市空家等対策計画において空家等による景観阻害が指摘されていることか	
10	す。	ら、同計画との整合を図るため、空家等の対策について追記する	
11	○市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するため、大規模施設の立地制限など、建築物の規制・誘導方策を	・大村市景観計画 P56 と整合する内容に見直す	
12	検討します。大規模な建築物等については、市街地からの山並みの見え方に配慮した位置や規模となるよう誘導を図		
13	ります。		
14	○市街地内の主要な幹線道路については、街路樹や花壇の整備など、緑豊かな道路景観の形成を進めます。特に、国	・大村市景観計画 P49、都市景観基本計画 P67 と整合する内容に見直す	
15	道 34 号などの主要幹線道路については、屋外広告物の規制や周辺建築物の高さ制限など、沿道と一体となった美し		
16	い景観形成を図ります。		
17	○市街地内の幹線道路では、街路樹や花壇の整備など、緑豊かな道路景観の形成を進めます。		
18	○国道 34 号などの主要幹線道路の沿線地区においては、周辺と調和したまとまりのある沿道景観となるよう、景観形成		
19	に影響を与えると予想される施設について基準等を設け、良好な沿道景観の形成を図ります。		
20	○大村駅前や空港、新大村駅、インターチェンジ周辺などまちの顔となる拠点周辺の沿道では、その地域にふさわしい		
21	道路景観づくりを進めます。		
22	○生活に身近な水辺空間については、親水空間の整備や沿道の植樹など、市民が憩いや安らぎを感じる景観の創出を		
23	進めます。		
24			
25	<b>②シンボリックな都市景観の創出</b>		
26	○JR大村駅周辺地区や新幹線新大村駅(仮称)周辺については、屋外広告物の規制や表示、標識などの乱立をなくす	・大村市景観計画 P18 と整合する内容に見直す	
27	ような街なみの統一など、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出を図ります。		
28	○大村駅やその周辺の商店街、新大村駅周辺など市の都市拠点として観光客や買い物客など多く集まる場所では、賑		
29	わいと良好な環境で形成された都市景観の創出や個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造を進めま		
30	す。		
31	○新幹線新大村駅(仮称)の駅舎や主要な公共施設の整備・改善にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を進め	・新大村駅のデザイン案は決定済みのため削除する	
32	ます。		
33			
34			
35			
36			

行	素案	考え方	備考
1	(4)景観形成の推進		
2	②①景観施策の推進		
3	○景観計画において、景観計画区域や景観計画重点地区を位置づけることで、大村らしい景観の誘導を図ります。		
4	○大村市景観条例及び大村市屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成のための建築物等の規制・誘導を行います。		
5			
6	○景観条例(案)に基づく助成や専門家派遣の支援制度、地区計画や協定などの活用により、市民が主体となった景観づくりを誘導します。		
7			
8	○公共的な観点から地域の景観づくりを牽引することも重要となるため、市が先導的な役割を果たし、拠点となる公共空間の景観づくりを進めます。		
9			
10	○道路や河川、公園、公共建築物等の公共空間については、地域特性に応じた都市景観形成の事業を積極的に展開し、魅力的な公共空間の創出に努めます。		
11			
12	○景観活動を誘発するため、民間の優れたデザイン活動を表彰する制度の充実を図り、景観形成に対する助成・支援措置を進めます。		
13			
14			
15	④②協働による景観づくり		
16	○大村市の個性豊かな景観を創出するため、景観法に基づく「景観計画」の策定を進めます。策定に際しては、景観形成に対する共通認識を確認し合い、協働による景観づくりを推進します。	・大村市景観計画は策定済みのため削除する	
17			
18	○「景観計画」の策定においては、市民の意見・提言を受けるなど、協働による景観づくりを推進し、市民主体の景観づくりへつながる団体等の設立を図ります。	・大村市景観計画は策定済みのため削除する	
19			
20	○市民、事業者、行政がそれぞれの役割や景観形成に対する共通認識を持った協働による景観づくりを推進します。	・大村市景観計画 P19 と整合する内容に見直す	
21	○市民や事業者が景観まちづくり活動に主体性をもって取り組めるよう、景観意識啓発や景観形成の推進体制などの機能的な仕組みづくりを進めます。		
22			
23	○景観ワークショップ、セミナー、シンポジウムなどを開催し、景観について考える機会の充実と意識の高揚を図り、市民や事業者等との連携を強化します。		
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			